

**「母子・寡婦福祉資金貸付制度」
について**

母子家庭や寡婦の方の生活の安定のために、各種資金の貸付を行っています。

資金の種類によって、貸付限度額や償還期間、据置期間、利子などが異なりますのでご注意ください。

【貸付の種類】

◆就学支度資金

児童の入学に必要な被服などの購入資金（小・中学校については所得制限あり）

◆修学資金

児童の高校・大学などへの修学資金

◆事業開始資金

事業を開始するために必要な設備・什器・機械などの購入資金

◆事業継続資金

現在継続中の事業に必要な商品・材料などを購入する運転資金

◆技能習得資金

技能や資格を得るために必要な授業料・材料などの購入資金

◆就職支度資金

就職に必要な洋服、履物な

◆どの購入資金

◆修業資金

児童が事業開始または就職するための知識技能習得資金

◆医療介護資金

医療費または介護費

◆生活資金

①配偶者のない女子となつて7年未満の方の生活資金

②技能習得中および医療介護を受けている期間の生活費補給資金

③失業中の生活補給資金

◆住宅資金

住宅の建築・購入・増改築・補修保全資金

◆転宅資金

転居時の住宅の賃貸・家財運搬費など

◆結婚資金

児童の結婚への必要資金
○お問い合わせ・手続き先
本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

**障がい児長期休暇支援事業の
利用について**

冬休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減することを目的に障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

●特別支援学級および養護学校在学中の方

●在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方

●18歳以下の発達障がい(自閉症・アスペルガー症候群・学習障がい・注意欠損/多動性障がいなど)の方

◆期間

12月25日(火)～平成25年1月7日(月) ※土・日・12月29日(土)～1月3日(木)は休み

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育などの支援

◆利用料金(1人当たり)

1日600円、半日300円

◆開催場所 大方誠心園

◆持参するもの

昼食(事前の申し込みにて1食300円で提供ができます。)

○利用申し込み・お問い合わせ
本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)

**来年4月に入学されるお子さん、
麻疹風しんの予防接種は
お済みになりましたか?**

入学前の就学時健診やランドセルのご準備に忙しい時期になりました。もし麻疹風しんの予防接種がまだのお子さんは、平成25年3月末が有効期限です。

また同様に、中学1年生、高校3年生相当の年齢の方の予防接種も平成25年3月末までです。

お忘れにならないようにお気を付けてください。
○お問い合わせ
本庁健康福祉課保健衛生係

☎ 43-2836 (直通)

佐賀支所 地域住民課保健センター
☎ 55-7373 (直通)